

公益信託山崎竹司郎学業支援基金 2019年度奨学生募集要項

公益信託山崎竹司郎学業支援基金
受託者 株式会社静岡銀行

1. 基金の目的

この基金は、静岡県内の全日制および定時制高等学校に在籍する学生のうち、経済的な理由により十分な学習環境に恵まれない事情がある学生に対し、返済不要の奨学金を給付することにより、志の高い学生に勉学や自己啓発の機会を提供し、もって将来の静岡県や日本の発展に貢献する人材の育成に寄与することを目的としています。

2. 応募資格

次の事項のすべてに該当する方が応募することができます。

- ア. 静岡県内の高等学校（全日制または定時制）に在学する者
- イ. 経済的な理由により、十分な学習環境に恵まれない事情がある者
- ウ. 将来に対する志が高く、学業や自己啓発に高い意欲を持ち、品行方正である者
- エ. 在籍する高等学校の校長の推薦を受けることができること（推薦枠は、原則として各高等学校から1学年につき1名、合計3名までとします。）

3. 奨学金の額

月額20,000円（他の奨学金との併給も可能です。返済の必要はありません。）

4. 奨学金の給付期間、給付の時期及び方法

(1) 給付期間

奨学生が在籍する高等学校の第3学年の終期までとし、中途の学年から給付を受けた場合は、第3学年修了時を限度とします（最長3年間）。ただし、休学または長期欠席等の事象が生じた場合、奨学金の給付を休止、停止、あるいは打ち切る場合があります。

(2) 給付の時期及び方法

原則として3か月分を3月、6月、9月及び12月に、指定された保護者又は本人の銀行口座に振り込みます。新たに奨学生になった者については、初回給付月（9月）に4月分から9月分までの奨学金を振り込みます。

5. 奨学生の人数

2019年度については、新1年生、新2年生及び新3年生から各5名を採用します。（2020年度以降は、新1年生から5名を採用します。）半数程度を工業系、定時制の生徒とする予定です。

6. 応募方法

(1) 次の応募書類を、在籍する高等学校の校長を経由し、かつその推薦を受けた上で、下記提出先に郵送で提出してください。

- ① 奨学金給付申請書一式
- ② 新1年生については、中学3年生時の成績表の写しまたは成績証明書
新2年生、新3年生については、前年度の成績表の写しまたは成績証明書
- ③ 収入のある同居家族全員および本人（収入がある場合）の、前年（または取得できる最新）の「所得証明書」（必須）、及び「源泉徴収票（写）」、「確定申告書（写）」等、収入状況を証明する書類の写

(2) 募集期限 2019年6月末日（当日消印有効）

7. 選抜方法、決定及び通知

- 各高等学校から推薦された奨学金申請書類を運営委員会に付議し、その選考と勧告に基づき奨学生を決定します。
- 採否の結果は2019年8月末頃、校長を経由して申請者に通知します。

8. 報告書の提出

- 奨学生は、毎学年末に、在籍する高等学校の校長を経由して、近況報告書を受託者に遅滞なく提出してください。
- 奨学生は、高等学校を卒業する際、卒業する高等学校の校長を経由して、修業報告書を受託者に提出してください。

申請書の提出先、照会先

静岡銀行 業務部 国内業務企画グループ 公益信託担当（増田、村松）

〒424-8677 静岡県静岡市清水区草薙北2-1

TEL054-345-9101

以上

公益信託 菱和設備創立記念奨学基金
2019年度奨学生募集要項

公益信託菱和設備創立記念奨学基金
受託者 株式会社静岡銀行

1. 基金の目的

静岡県内の高等学校等に在籍する、向学心に富み、成業の見込みのある生徒であって、経済的な理由により十分な学習環境に恵まれない事情がある者に対し、奨学金を給付することにより、将来の静岡県の産業振興を担う青少年を育成することを目的としています。

2. 応募資格

次の事項のすべてに該当する方が応募することができます。

- (1) 静岡県内の高等学校等に在学する生徒
- (2) 経済的な理由により、十分な学習環境に恵まれない事情がある者
- (3) 向学心に富み、大学や専門学校等上位教育機関への進学を希望する者
- (4) 学業、人物ともに優秀であり、品行方正な者（原則として中学3年生時の学年末評定が平均3.5以上）
- (5) 在籍高等学校等の校長の推薦を受けることができること（推薦枠は、原則として各学校から1名とします。）

3. 奨学金の額

月額20,000円（他の奨学金との併給は可能です。返済の必要はありません。）

4. 奨学金の給付期間、給付の時期及び方法

(1) 給付期間

奨学生が在籍する高等学校等の正規の最短修学年限の終期までとします（最大3年間）。ただし、休学または長期欠席等の事象が生じた場合、奨学金の給付を休止、停止、あるいは打ち切る場合があります。

(2) 給付の時期及び方法

原則として3か月分を3月、6月、9月及び12月に、指定された保護者又は本人の銀行口座に振り込みます。新たに奨学生になった者については、初回給付月（9月）に4月分から9月分までの奨学金を振り込みます。

5. 奨学生の人数

新1年生から10名程度を採用します。

6. 応募方法

- (1) 次の応募書類を、在籍する高等学校等の校長を経由し、且つその推薦を受けた上で、下記提出先に郵送で提出してください。

- ① 奨学金申請書
- ② 中学3年生時の成績表の写しまたは成績証明書（学年評価が記載されているもの）
- ③ 収入のある同居家族の「所得証明書」（必須 前年または取得できる最新のもの）と、「源泉徴収票（写）」や「確定申告書（写）」等、収入状況を証明する書類の写し

- (2) 募集期限 2019年6月末日（当日消印有効）

7. 選抜方法、決定及び通知

- (1) 各高等学校等から推薦された奨学金申請書類を運営委員会に付議し、その選考と勧告に基づき奨学生を決定します。
- (2) 採否の結果は2019年8月末頃、校長を経由して申請者に通知します。

8. 報告書の提出

- (1) 奨学生は、毎学年末に、在籍する高等学校等の校長を経由して、近況報告書を受託者に遅滞なく提出してください。
- (2) 奨学生は、高等学校等を卒業する際、卒業する高等学校等の校長を経由して、修業報告書を受託者に提出してください。

9. 助成実績 (2014 年度～2018 年度)

助成人数 71 名、助成金額 3,552 万円

申請書の提出先、照会先

公益信託^{りょうわせつび}菱和設備創立記念奨学基金事務局

静岡銀行 業務部 国内業務企画グループ 公益信託担当 (増田、村松)

〒424-8677 静岡県静岡市清水区草薙北2-1

TEL 054-345-9101

以上

公益財団法人マキヤ奨学会 平成31年度募集要項

1. 募集資格

静岡県内の高等学校に在学する生徒で、学業、人物とも優秀であって、学資の支弁が困難と認められる者。

2. 採用予定人数

1年生 10名

3. 奨学金の支給期間及び金額

- ① 支給期間は、奨学生を採用した時から正規の最短修業年限の終期まで。
- ② 奨学金の額は、年額300,000円(返済不要)

4. 募集方法

- ① 推薦人数 高等学校1校につき本年度1年生1名
- ② 応募書類 「奨学生願書」「奨学生推薦書」「家庭状況報告書」
- ③ 募集期限 2019年6月21日(必着)

5. 選考方法

各高等学校から推薦された者の中から、選考委員会(2019.7.4 予定)で選考し決定する。

6. 選考結果通知及び奨学金の支給

- ① この財団法人の事務局から、7月上旬に推薦校の学校長を通じて選考結果を通知する。
- ② 奨学金は、原則として7月、9月及び1月に支給するものとする。
- ③ 奨学金は「奨学金受取口座指定書」で届け出があった奨学生個人名義の銀行預金口座に振り込む。

7. 報告

毎学年末に、各校で定めた様式により発行される「成績証明書」をマキヤ奨学会宛校長が提出する。

クラス掲示 4

公益信託 木内建設記念奨学基金 2019年度 奨学生募集要項

この公益信託は、静岡県内の高校等の在学生のうち、学業優秀かつ品行方正でありながら、経済的に恵まれないため修学が困難な生徒に対して奨学金を支給し、もって社会有用の人材を育成することを目的として、木内建設株式会社により設定されました。

1. 応募資格	(1) 静岡県内の高等学校・特別支援学校に在学する生徒 (2) 学業、人物とも優秀な者 (3) 経済的理由により修学困難な者
2. 新規採用予定人数	新1年生 16名
3. 奨学金の支給期間及び金額	(1) 支給期間 入学時から正規の最短修学年限の終期まで (2) 金額 月額20,000円(返還不要)
4. 募集内容	(1) 推薦人数 1校につき新1年生1名 (2) 必要書類 ア. 「奨学生願書」 イ. 「奨学生推薦書」 ウ. 年収のある家族の前年の「源泉徴収票」 又は「確定申告書」の写し (詳しくは下記へお問合せください。) (3) 提出期限 <u>2019年6月21日(金) 必着</u> (4) 送付先 下記へ郵送してください。 なお、応募書類は返却いたしません。 (5) 重複受給 他の奨学金との重複受給は妨げません。
5. 選考方法	各校から推薦された者の中から、運営委員会で選考し決定します。
6. 選考結果通知及び奨学金の支給	(1) 選考結果通知 8月上旬頃に推薦校の校長を通じて通知します。 (2) 奨学金の支給 原則として6ヵ月分を9月及び3月に、届出のあった <u>奨学生本人名義</u> の銀行預金口座に振り込みます。
7. 報告義務	毎学年末に「生活状況報告書」および「成績証明書」を学校より下記宛提出してください。
8. 奨学金の休止・停止	奨学生が休学等で長期に欠席したときは、奨学金の支給を休止します。また、奨学生の学業・品行などの状況により支給を停止する場合があります。

【申請書の提出先・照会先】

〒105-8574 東京都港区芝 3-33-1

三井住友信託銀行 個人資産受託業務部 公益信託グループ
木内建設記念奨学基金 申請口

TEL 03-5232-8910 (受付: 平日 9時~17時) FAX 03-5232-8919

(※) 公益信託とは

個人の方が公益活動のために財産を提供しようという場合や、法人が利益の一部を社会に還元しようという場合などに、信託銀行に財産を信託し、信託銀行は公益信託契約で定められた公益目的に従ってその財産を管理・運用し、公益活動を行う制度です。